

特定建築物における飲用水水質検査項目

平成26年4月1日施行

[水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源として飲用水を供給する場合]

項目名	項目	検査頻度
11項目	1 一般細菌	6月以内ごとに1回
	2 大腸菌	
	9 亜硝酸態窒素	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
	38 塩化物イオン	
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
	47 PH値	
	48 味	
	49 臭気	
	50 色度	
	51 濁度	
注1)5項目	6 鉛及びその化合物	6月以内ごとに1回
	32 亜鉛及びその化合物	
	34 鉄及びその化合物	
	35 銅及びその化合物	
	40 蒸発残留物	
消毒副生成物12項目	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	毎年1回(6月~9月)
	21 塩素酸	
	22 クロ酢酸	
	23 クロホルム	
	24 ジクロロ酢酸	
	25 ブロモジクロロメタン	
	26 臭素酸	
	27 総トリハロメタン	
	28 トリクロロ酢酸	
	29 ブロモジクロロメタン	
	30 ブロモホルム	
	31 ホルムアルデヒド*	

[地下水その他の上記以外の水を水源の全部又は一部として飲用水を供給する場合は、下記を追加]

項目名	項目	検査頻度
有機化学物質7項目	14 四塩化炭素	3年以内ごとに1回
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	
	17 ジクロロメタン	
	18 テトラクロロエチレン	
	19 トリクロロエチレン	
	20 ベンゼン	
	45 フェノール類	
	全項目(51項目)	給水開始前に1回

注1) 1回目の水質検査の結果、水質基準に適合した場合は、次回の水質検査において省略可

- ・平成20年4月1日より「塩素酸」が追加
- ・平成21年4月1日より「1, 1-ジクロロエチレン」が削除され、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」が「シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン」に変更
- ・平成21年4月1日より、有機物(全有機炭素(TOC)の量)の基準値が、「5mg/l 以下」から「3mg/l 以下」に強化
- ・平成26年2月4月1日より「亜硝酸態窒素」水質基準0.04 mg/L以下が追加されました。